

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 都税における猶予制度

徴収猶予

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のようなケースに該当し、納税が困難な場合には徴収猶予の制度があります。

(ケース1) 事業につき著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、著しい損失を受けた場合

(ケース2) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース3) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかり、入院等で多額の費用を要した場合

(ケース4) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

申請による換価の猶予

- 上記の「徴収猶予」のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、都税を一時に納付することができない場合には、申請による換価の猶予制度があります

※ 詳細な条件や申請方法などについては、主税局ホームページをご覧ください。



(主税局ホームページ)

猶予制度に関するお問い合わせ・申請先一覧

徴収猶予・換価の猶予に関するお問い合わせ、1件 50 万円以上又は総額 100 万円以上の換価の猶予の申請先(島しょを除く)

千代田都税事務所	〒101-8520 千代田区内神田 2-1-12	☎ 03-3252-7141
中央都税事務所	〒104-8558 中央区新富 2-6-1	☎ 03-3553-2151
港都税事務所	〒106-8560 港区麻布台 3-5-6	☎ 03-5549-3800
新宿都税事務所	〒160-8304 新宿区西新宿 7-5-8	☎ 03-3369-7151
文京都税事務所	〒112-8550 文京区春日 1-16-21	☎ 03-3812-3241
台東都税事務所	〒111-8606 台東区雷門 1-6-1	☎ 03-3841-1271
墨田都税事務所	〒130-8608 墨田区業平 1-7-4	☎ 03-3625-5061
江東都税事務所	〒136-8533 江東区大島 3-1-3	☎ 03-3637-7121
品川都税事務所	〒140-8716 品川区広町 2-1-36	☎ 03-3774-6666
目黒都税事務所	〒153-8937 目黒区上目黒 2-19-15	☎ 03-5722-9001
大田都税事務所	〒144-8511 大田区西蒲田 7-11-1 (R4.5.6 以降) 〒144-8511 大田区新蒲田 1-18-22	☎ 03-3733-2411
世田谷都税事務所	〒154-8577 世田谷区若林 4-22-13	☎ 03-3413-7111
渋谷都税事務所	〒150-6007 渋谷区恵比寿 4-20-3 (R4.5.2 以降) 〒151-8546 渋谷区千駄ヶ谷 4-3-15	☎ 03-5420-1621 (R4.5.2 以降) ☎ 03-5422-8780
中野都税事務所	〒164-0001 中野区中野 4-6-15	☎ 03-3386-1111
杉並都税事務所	〒166-8502 杉並区成田東 5-39-11	☎ 03-3393-1171
豊島都税事務所	〒171-8506 豊島区西池袋 1-17-1	☎ 03-3981-1211
北都税事務所	〒114-8517 北区中十条 1-7-8	☎ 03-3908-1171
荒川都税事務所	〒116-8586 荒川区西日暮里 2-25-1	☎ 03-3802-8111
板橋都税事務所	〒173-8510 板橋区大山東町 44-8	☎ 03-3963-2111
練馬都税事務所	〒176-8511 練馬区豊玉北 6-13-10	☎ 03-3993-2261
足立都税事務所	〒123-8512 足立区西新井栄町 2-8-15	☎ 03-5888-6211
葛飾都税事務所	〒124-8520 葛飾区立石 5-13-1	☎ 03-3697-7511
江戸川都税事務所	〒132-8551 江戸川区中央 4-24-19	☎ 03-3654-2151
八王子都税事務所	〒192-8611 八王子市明神町 3-19-2	☎ 042-644-1111
(八王子市、青梅市、町田市、日野市、福生市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町を所管しています。)		
立川都税事務所	〒190-0022 立川市錦町 4-6-3	☎ 042-523-3171
(立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市を所管しています。)		

1件 50 万円未満かつ総額 100 万円未満の換価の猶予の申請先(島しょを除く)

主税局 徴収部 納税推進課	〒101-8513 千代田区内神田 2-1-12 8階
---------------	-----------------------------

※換価の猶予の申請書のあて名は所管の都税事務所名となります。

徴収猶予・換価の猶予に関するお問い合わせ・申請先(島しょ)

大島支庁 〒100-0101 東京都大島町元町字赤禿 90-14 ☎ 04992-2-4411	三宅支庁 〒100-1102 三宅島三宅村伊豆 642 ☎ 04994-2-1311	八丈支庁 〒100-1492 八丈島八丈町大賀郷 2466-2 ☎ 04996-2-4511
小笠原支庁 〒100-2101 小笠原村父島字西町 ☎ 04998-2-3230	大島支庁は、大島町、利島村、新島村、神津島村を所管しています。 三宅支庁は、三宅村、御蔵島村を所管しています。 八丈支庁は、八丈町、青ヶ島村を所管しています。	